

住民票、マイナンバーカードについてのお知らせ



引っ越しの際は住民票の異動を忘れずに

住民票は国民健康保険、国民年金、選挙人名簿などの登録や行政サービスにつながる大切な情報です。進学、就職、転勤などで引っ越しをする人は、住民票の異動も忘れずに行ってください。

▶中央市から他市区町村に転出する場合

転出前に市民環境課で転出の届け出を行い、「転出証明書」を受け取ってください。新住所に住み始めてから14日以内に、新しい住所地の市区町村で「転出証明書」を添えて転入の手続きをしてください。

▶中央市内で転居する場合

新住所に住み始めてから14日以内に転居の届け出を行ってください。



✔マイナンバーカードも住所変更手続きが必要です

住所変更をした場合は、マイナンバーカードへ新住所の追記が必要です。

転入、転居時は住所変更した人のマイナンバーカードを持参してください。なおマイナンバーカードをお持ちの場合は暗証番号(数字4桁と英数字6桁以上の2種類)の入力が必要です。手続きをしないまま住所変更の異動日から90日を経過すると、マイナンバーカードは失効しますので、ご注意ください。

✔マイナンバーカードの暗証番号は忘れずに

住所変更やコンビニ交付、e-Taxなどの利用の際には、マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要です。

なお、数字4桁の暗証番号は入力を3回(署名用電子証明書は5回)間違えるとロックされ、市民環境課で再設定(本人のみ)を行う必要があります。暗証番号を入力する際は、ご注意ください。



転出届はマイナポータルからも届け出ができます

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルからオンラインでも転出の届け出ができるようになりました。

利用可能な人 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内で引っ越しをする人

※単身での引っ越しのほか、自身を含めた同一世帯や、ご自身以外の世帯員の人の引っ越しでも利用可能です。



※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後に、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きを行う必要があります。

また、転出届に不備があった場合などは、転出元の市区町村へ来庁が求められることがあります。詳細はデジタル庁ホームページをご覧ください。

URL https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/



デジタル庁ホームページはこちら

地域活性化商品券「シンチケ」の受け取りについて

市では、物価高騰の支援策として地域活性化商品券「シンチケ」をゆうパックで配付しています。ゆうパックは対面での受け渡しになるため、不在などで受け取りができなかった人には、郵便局の不在票が投函されます。不在票の投函後、1週間を経過すると市に返還されます。

地域活性化商品券についての詳細は、広報ちゅうおう1月号または市ホームページをご覧ください。

受け取りができなかった人は、市役所で受け取りができます

場所 中央市役所南館多目的スペース(産業課前)

持ち物

「シンチケ」の
詳細はこちら ▶

市ホームページ



世帯主が受領する場合	同一世帯の構成員が受領する場合	代理人を受領する場合
<ul style="list-style-type: none"> 本人の身分証明書(写し) 印鑑 郵便局の不在票(なくても可) 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の身分証明書(写し) 窓口で受領する人の身分証明書(写し) 窓口で受領する人の印鑑 郵便局の不在票(なくても可) 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の身分証明書(写し) 委任状 代理人の身分証明書(写し) 代理人の印鑑
<p>※委任状様式は市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>※身分証明書の種類：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、健康保険証、年金手帳 (マイナンバー通知カードや住民票の写し、戸籍謄本の写しは、受け取りの確認書類として使用できません。)</p>		

中央市大学生等生活応援商品券給付事業

中央市では、物価高騰の影響を受けている市内および市出身の大学生などの学生生活を応援するため、商品券を給付しています。

給付対象

平成17年4月1日以前に生まれた人で、学校教育法に定める大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校または文部科学省以外の省庁が所管する給与等が支給されない大学校に在籍し、次の①②のいずれかに該当する人

- ①基準日(令和5年4月1日)に、中央市の住民基本台帳に記録されている人
- ②基準日以前に中央市の住民基本台帳に記録されていた人で、基準日において中央市の住民基本台帳に記録されている人に扶養されている人

給付内容 一人につき3万円相当の電子商品券またはカード式商品券

※電子申請を利用した場合は500円相当を加算

申請期限 2月29日(木)まで

※申請方法などの詳細は市ホームページに掲載しています。必ず内容を確認したうえで申請してください。

URL <https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/seisaku/siseisenryaku/11660.html>



ホームページは
こちら



お知らせ

→問合せ 長寿推進課 ☎274—8556

介護保険料を滞納してしまうと…

65歳以上の人の介護保険料は、医療保険とは別に市に直接納めます。1年以上滞納があると、いざ介護サービスを利用するときに自己負担が増額してしまいます。

☑介護保険料を1年以上滞納した場合

介護サービス利用料をいったん全額自己負担で納めていただきます(10割負担)。

その後、請求により市から7～9割分が償還されます。

☑介護保険料を2年以上滞納した場合

保険料は時効となり、納めることができません。時効となった保険料があると、いざ介護サービスを利用するときに、過去10年間の時効期間に応じて、介護サービス利用料の自己負担が3～4割になります。また、高額介護(予防)サービス費や、施設での食事・居住費(滞在費)の負担軽減が受けられなくなります。

介護保険料の納め忘れがないようにお願いします。納付が困難な場合は、長寿推進課までご相談ください。

3万円払えばよかった介護サービス利用料が、9万円(3割)や30万円(10割)になるの!?



お知らせ

相談

募集

イベント・教室

がんばれ子育て

健康ライフ

充実ふくし

いきいき倶楽部

お知らせ

→問合せ 下記をご確認ください

田富地区での地図作成作業について

甲府地方法務局では令和5年度から6年度にわたり、「山之神地区と臼井阿原地区」の各一部を対象として、不動産登記法第14条第1項に規定する精密な地図の作成作業を実施しています。

現在、法務局に備え付けられた上記地区の地図(公図)は、明治時代に課税のために作成されたものを基礎としていて、土地のおおまかな位置関係や形状などを確認することは可能ですが、筆界(境界)を現地に明確に示すことはできません。

そこで、上記地区において一筆の土地ごとに利用状況や筆界(境界)を確認して正確な測量を行い、現地を復元することが可能な精度の高い地図を作成し、土地の位置や区画、面積、地目を明確にすることを目的に地図作成を行っています。対象の土地所有者および隣接地の土地所有者のみならずには、令和5年10月頃に説明資料を郵送してい

ますが、あらためて地図作成作業の趣旨をご理解いただき、同作業へのご協力をお願いいたします。

▶問合せ

甲府地方法務局 法第14条地図作成作業現地事務所
(西花輪3544-1 レストタウン立川R)

☎278—6677

▶令和5年度～6年度地図作成地区

